

建設業許可申請の手引き改正箇所

■今回の改正箇所

ページ	改正前（令和7年10月改訂）	改正後（令和8年3月改訂）
P5	<p>○「役員」とは</p> <p>※ 「これらに準ずる者」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まれませんが、～～</p> <p>取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委任を受けた執行役員等については、含まれます。</p> <p>※ 執行役員の経營業務の管理責任者については、事前に個別の認定が必要になります。</p>	<p>○「役員」とは</p> <p>※ 「これらに準ずる者」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まれませんが、～～</p> <p>取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委任を受けた執行役員等については、含まれます。</p> <p>※ 執行役員等の経營業務の管理責任者については、事前に個別の認定が必要になります。</p>
P11	<p>（注5）一般建設業</p> <p>（注6）国土交通大臣の個別審査は、国土交通省土地・建設産業局建設業課にお問い合わせ下さい。</p>	<p>（注5）一般建設業</p> <p>（注6）国土交通大臣の個別審査は、国土交通省不動産・建設経済局国際市場課国際調査係にお問い合わせ下さい。</p>
P27	<p>3. 交付日</p> <p>申請した日の翌営業日の午前10時以降の交付となります。（即日交付はできません。）</p>	<p>3. 交付日</p> <p>窓口で受取の場合は申請受付日の翌営業日13時以降に受取可能です。（即日交付はできません。）</p> <p>※郵送は申請受付日の翌営業日以降に発送いたします。</p>
P54	<p>左枠内の注意事項</p> <p>施行箇所と工事内容がわかるよう具体的に記入</p>	<p>請負契約書等に記載されている工事名を、そのまま正確に記載。（個人名はイ</p>

		ニシヤル等で記載)
--	--	-----------

■以前の改正箇所

ページ	改正前（令和 7 年 5 月改訂）	改正後（令和 7 年 10 月改訂）
P40	<p><出向者について> 上記の書類の外に、<u>出向協定書及び辞令の写し</u>を提出してください。</p> <p>要件の確認 経營業務の管理責任者としての個人の要件を確認するため、以下の表に掲げ</p>	<p><出向者について> 上記の書類の外に、<u>出向協定書及び辞令の写し</u>を提出してください。</p> <p>※確認書類としての健康保険証の取扱いについて※ 健康保険証について、建設業許可において確認書類として認める期限は以下のとおりです。 《郵送の場合》 <u>令和 7 年 1 2 月 1 日までの消印がされたもの。</u> 《持参の場合》 <u>令和 7 年 1 2 月 1 日の受付時間内に受理されたもの。</u> 上記期限を過ぎた申請等については、健康保険証を確認書類として添付している場合、有効なものとしての取扱いは行いません。 健康保険証に代えて別途確認書類の提出をしていただくこととなりますのでご留意願います。</p> <p>要件の確認 経營業務の管理責任者としての個人の要件を確認するため、以下の表に掲げ</p>
P41	<p><出向者について> 上記の書類の外に、<u>出向協定書及び辞令の写し</u>を提出してください。</p>	<p><出向者について> 上記の書類の外に、<u>出向協定書及び辞令の写し</u>を提出してください。</p>

なお、現場の主任技術者及び監理技術者については、出向者は認められません

要件の確認 (実務経験により要件を満たすもののみ)・・・(1)及び(2)を提出

※監理技術者資格者証の写しによって基準を満たすことを証明する場合は提出不要です。

なお、現場の主任技術者及び監理技術者については、出向者は認められません

※確認書類としての健康保険証の取扱いについて※

健康保険証について、建設業許可において確認書類として認める期限は以下のとおりです。

《郵送の場合》

令和7年12月1日までの消印がされたもの。

《持参の場合》

令和7年12月1日の受付時間内に受理されたもの。

上記期限を過ぎた申請等については、健康保険証を確認書類として添付している場合、有効なものとしての取扱いは行いません。

健康保険証に代えて別途確認書類の提出をしていただくこととなりますのでご留意願います。

要件の確認 (実務経験により要件を満たすもののみ)・・・(1)及び(2)を提出

※監理技術者資格者証の写しによって基準を満たすことを証明する場合は提出不要です。